

令和4年度  
路面下空洞調査業務委託

特 記 仕 様 書

仙 台 市

## 第1条 適用の範囲

この特記仕様書は、宮城県土木部制定「共通仕様書(建設関連業務)」(令和4年10月)(以下、「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、「路面下空洞調査業務」(以下「本業務」という)の履行に適用する。

## 第2条 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和5年3月24日までとする。

## 第3条 業務の目的

本業務は、仙台市が管理する道路において、路面下空洞探査車を使用して、路面下の空洞発生の有無を探査・解析し、現状の把握を行い安全・円滑な交通を確保するための維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

## 第4条 技術者の変更

管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

## 第5条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集の上業務計画書を作成し、調査員に提出するものとする。業務計画書には下記事項を記載するものとする。

- ①業務内容
- ②業務実施方針
- ③業務実施体制
- ④業務工程表
- ⑤調査・解析方法
- ⑥安全管理計画(交通規制を含む)
- ⑦連絡体制(緊急時含む)
- ⑧その他調査員が必要と認めたもの

## 第6条 打合せ等

打合せは、業務着手時、業務の主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

### (a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打ち合わせを行うとともに、業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

### (b) 中間打ち合わせ

現地踏査終了時あるいは調査時の区切りにおいて、中間打ち合わせを2回行うことを標準とする。※業務内容を勘案して追加することができる。

### (c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打ち合わせを行うものとする。

## 第7条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

本業務は「主たる部分」として共通仕様書第1128条第1項の他に計画準備・現地踏査、1次調査、2次調査、1次調査解析、2次調査解析、報告書等作成を加えるものとする。なお、上記以外の業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

## 第8条 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- ・過去の調査記録

その他業務履行上必要となった発注者の所有する資料については、協議により貸与するものとする。

## 第9条 成果物の提出

1. 本業務の成果物は、紙媒体の他、電子データにより納品することとする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：(以下、「要領」という)に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果物は、紙媒体の他、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又はDVD)について、正1部及び副として道路を管理する区支所毎に整理した成果品を提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、調査員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 「要領」、「手引き」等は、最新のものを適用すること。なお、業務期間内において改訂があった場合には、その適用についても調査員と協議すること。

## 第10条 疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、調査員と協議を行うものとする。

## 第11条 調査対象路線

本業務では、別添の調査路線位置図に示した路線を調査対象とする。

## 第12条 計画準備・現地踏査

1次調査に先立って現地踏査を行い、対象路線の交通状況や車線数、地下埋設物状況、沿道状況等を把握し、調査実施の基礎データを整理する。

## 第13条 1次調査(車道)

路面下空洞探査車による調査を基本とするが、現場条件等によりこれによりがたい場合には別途協議のうえ実施するものとする。なお、調査に際しては一般交通の安全確保に留意するとともに交通流をなるべく乱さないよう、短時間で調査が行える下記条件と同等以上の性能を有する探査車を使用すること。

なお、調査は単車線、複車線とも全幅員の調査を実施する。

- ①自走式電磁波地中レーダ探査車で、回転灯、調査標識、走行標識灯を車載したもの。
- ②探査速度は40km/h程度で行えるもの。
- ③探査深度は1.5m程度で行えるもの。
- ④探査幅は2m程度で行えるもの。
- ⑤探査能力は50cm(横断方向)×50cm(縦断方向)×10cm(深さ方向)以上の空洞が確認できるもの。
- ⑥概略の異常信号の広がりや判定できるもの。
- ⑦空洞探査装置として、コントローラ、データ処理表示装置及びデータ収録装置を搭載しているもの。
- ⑧空洞探査補助装置(ポジショニング装置)として、距離・速度検出装置、周囲の状況が連続撮影可能であるカメラ、ビデオ制御機、ビデオレコーダ及びビデオモニターを搭載しているもの。

## 第14条 1次調査解析

1次調査で取得した異常箇所データを解析し、空洞の有無、空洞の場合はその広がり、深度を確認し、陥没危険度判定を行う。

## 第15条 2次調査(車道)

1次調査結果に基づき抽出した異常箇所のうち空洞の可能性のある箇所について、ハンディ型地中レーダにより位置を確認し、コア削孔を行った上でスコープ撮影を行う。

調査結果が空洞だった場合、舗装構造及び空洞状況の柱状写真をカラーにて作成し、広がり、深度、厚みを計測後、最終的な危険度判定を行う。また、空洞下面における緩みの深度を確認する。

## 第16条 2次調査解析

2次調査で取得したデータを解析し、空洞の広がり、深度を確認し、改めて陥没危険度判定を行い、空洞対策工事に必要な空洞調査調書(位置、広がりなど)を作成する。

#### **第17条 安全対策**

2次調査（車道）の実施にあたり、交通誘導員を配置するとともに必要に応じ安全施設を設置するものとする。

#### **第18条 報告書等作成**

調査目的・調査方法及び調査結果、空洞（異常箇所）があった場合には箇所別調書を整理した報告書を作成すること。

#### **第19条 調査作業時間帯**

現場条件又は関係機関との協議等により作業時間帯に変更を要する場合には、調査員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

#### **第20条 個人情報の取扱いに関する基本的事項**

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### **第21条 秘密の保持**

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### **第22条 取得の制限**

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

#### **第23条 利用及び提供の制限**

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

また、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

#### **第24条 複写等の禁止**

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### **第25条 事案発生時における報告**

受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### **第26条 資料等の返却等**

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は、受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。但し、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去しなければならない。

#### **第27条 管理の確認等**

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

## **第28条 管理体制の整備**

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

## **第29条 従事者への周知**

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## **第30条 電子データのウィルス対策**

受注者は、電子納品時のみならず、調査員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。